



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel&Fax894-0052 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第 247 号

2010.04.04

南線事業継続決定 取消訴訟提訴

昨年 11 月 24 日、国交省事業評価監視委員会は僅か 2 時間半の審議で横浜環状南線を含む 13 件、合計 1 兆 3 千億円の事業継続を決定した。

特に 4,300 億円という膨大な予算の南線について十数分の審議で事業継続としたのは不当として 12 月 3 日、比留間、長谷川、柴田、永田の 4 名が国土交通大臣に対して行政不服審査請求を行った。これに対して本件は審査請求の対象外として、本年 1 月 13 日付で却下した。そこで法の定めにより上記 4 名が原告となり国(法務大臣)を被告として 3 月 26 日に東京地裁に提訴した。

その趣旨は、「国は 468 号圏央道(金沢—戸塚)(通称横浜環状南線)の事業継続を取消し、改めて厳正公正な審議をせよ」である(本訴訟は原告自身で行うため弁護士費用不要)。

原告らは訴状で、政権交代で生まれた新政権は「コンクリートから人へ」と公共事業を大幅に見直すと言い乍ら、委員会は十分な審議無しに安易に事業継続を決定した。特に今回 15 年目の再評価にあたっては、平成 17 年 3 月 10 年目の再評価時に委員会が付した「事業を進めるにあたっては住民の理解を得ることが不可欠である」との付帯意見をこの 5 年間事業者がきちんと守ったかどうかを厳しく検証し、その結果に従って継続か中止かを定めるべきであるにも拘わらずこれをしなかったのは、完全な責任放棄であり納税者への背信行為である。

以下にこの 5 年間に事業者が住民との話し合いを拒否し、いかに強引に事を進めてきたかを示す。

1)まず庄戸地区ボーリング工事で事業者は平成 20 年 1 月 31 日早朝午前 4 時、住民が深い

眠りの中にいる時、作業員と作業車両を道路予定地に搬入し、馳せ参じた住民の強い反対を押し切って工事開始を強行した。

2)また平成 21 年 6 月 29 日、庄戸地区 1,300 戸の地権者のうち 9 割の住民に連絡しないまま設計用地説明会を強行しようとし、これに強く反対する住民と会場外で厳しいやり取りが続く中、住民に隠れて別の場所にテントを張ってわずか 20 名余を相手に説明してこれで説明会は終了したとした。

3)更に事業者は 7 月 31 日朝日平和台の住民との話し合いを自治会館で続けている最中に、その隙を狙って別働隊が幅杭打ちを強行した。これらは明らかに意図的な住民騙しである。以上の様に付帯意見を無視し、住民を騙して強引に事を進めた事業者のやり方を一切検証批判する事無く南線の事業継続を決めたのは不法不当であり、取り消して再審議すべきである。(法都計部)

継続決定の見直しを迫る

上記にある継続決定は、自民政権での政策を官僚独自の手法で 22 年度予算作業に合わせるべく 11 月に自民政権で選ばれた委員により継続決定しておき、概算要求として整えて 1 月末に予算計上したものと考えています。これは昨年馬淵議員が予算委員会で強く要求した手法を逆手取ったものと言えます。

今我々は「民主政権で選ばれた事業評価監視委員により、これから新しく策定する評価方法で改めて審議すべきだ」と迫っており、その方向で今年中に新体制が発足するものと聞いています。

しかし民主党政権とはいえ予断は許さず絶えず各議員と接触して情報を得て、他人任せでなく南線の再度見直しを求めてロビー活動して政権の動きを見守る所存です。

(会長 比留間)

出会い・急接近そして・・・

・出会い・急接近

『ぜんそく』という病気があることは、かなり以前から知ってはいました。体の弱い人がかかり、咳き込む程度の病気だと思っていました。

2年前の道路公害反対全国集会で『ぜんそく』患者の方のお話を直接聞き、私の認識が間違っていたことが分かりました。その方は、「私は、今日死ぬか、明日死ぬかというぎりぎりのところで毎日を暮らしています。」と話されたのです。『ぜんそく』で死ぬ！しかもいつ死が訪れるか分からないということでした。『ぜんそく』は東京公害裁判でも争われましたが、私達の身近な病気であり、誰がかかってもおかしくない病気だったのです。

・同居

実は私は約一月前から咳が出て、一向に良くなりません。風邪にしては長すぎるので病院へ出向き受診しました。診断の結果は、病気は風邪ではなく『ぜんそく』であるとのことでした。

この診断結果はショックでした。早速図書館へ行き、『ぜんそく』に関する本を数冊借り、読んでみて更にショックを受けました。本によって少しニュアンスが異なりますが、次のように書かれていました。

- ・『ぜんそく』は完治できる病気ではありません。
- ・ぜんそくはコントロールするだけの病気である。
- ・死ぬことがある病気
- ・自然治癒力と根本治療による力を意識的に高めるならば、良くし治していける率が20%よりもっと高まる。

いずれにしても、『ぜんそく』は簡単には直らない病気のようにです。招かれざる客が、無断で侵入し、こともあろうに私の胸に居座ってしまったのです。説得しても、おいそれとは出ていきそうにありません。

本を読んでいて更にショックだったのは、『ぜんそく』による死亡が、重症者に限らな

いということです。すなわち、『ぜんそく』発作で亡くなった患者の内、重症者は30%に過ぎません。

軽症であっても、呼吸困難で死に至ることがあるということです。

死亡前1年間の気管支ぜんそく重症度

重症	30.1%
中等症	22.8%
軽症	18.7%
不明	28.5%

・これから

私の病気が「ぜんそく」であるという診断は、誤診ではないかと疑いたかったのですが、症状から見て、そうでもなさそうです。同期の友人よりは健康であると思っていましたが、それでも『ぜんそく』にかかってしまいました。私は既に70歳を過ぎていますから、平均寿命まであとわずかです。ですから、『ぜんそく』と共存しながらでも、なんとか生きていきます。

問題なのは、若い人々です。子や孫が『ぜんそく』にかかるのは、何としても防ぎたいものです。これが私達の責務ではないでしょうか。

自動車の排気ガス、特にディーゼル排ガスがぜんそくを悪化させる事ははっきりしています。私達の居住環境がこれ以上悪くならないよう、努力したいものです。

(投稿 庄戸住民)

活動報告

- 03/26 東京地裁に提訴（審査請求却下裁決取消し請求訴訟）
- 03/26 上記提訴についての資料等情報連絡のため議員会館事務所訪問（馬淵議員・川内議員、浅尾議員、（秘書・事務職対応））
- 03/26 小沢一郎議員会館事務所訪問（2009.12.24 付け小沢幹事長宛提出要望書の扱い確認のため(秘書対応)）
- 04/02 神奈川連絡会